

日米安全保障条約の歩みと 集団的自衛権

名城大学都市情報学部都市情報学科

鈴木 瑛

はじめに

ア、旧日米安全保障条約の締結から60年

イ、現行の条約発行から50年

→半世紀以上永く続いている条約

ウ、現代における日本の対外関係の変動

→これからの条約のあり方を考察



エ、2014年10月3日、
日米防衛協力の為の

指針見直しの中間報告を提出

→背景には集団的自衛権の行使容認を
認めた閣議決定の存在

第1章 日米安全保障条約の成立 (1951年)

第1節 条約締結背景

ア、敗戦後

a, サンフランシスコ平和講和条約

→ 連合国と日本との講和条約

b, 日米安全保障条約

→ アメリカと日本との講和条約

i フランクリン・ルーズベルト大統領

大戦後の世界の安全は、

ソ連・アメリカ・イギリス・中国が確保すると予想

→しかし中国は国内問題で不可能

ii ダグラス・マッカーサー連合軍最高司令官

日本は東アジアの安全保障を担う可能性

→警察予備隊として軍隊を再編

iii 吉田茂首相

戦後、独立国としての国防力が皆無

→しかし最大の目標は日本の経済復興

→その為にはアメリカの協力が必要

イ、条約に対して、

a、アメリカ

建前上は日本の安全を保障

→日本の安全というより

極東アジアの安全を優先

b、日本

日本の安全の為

→不平等条約でも我慢

第2節 条約内容

条約内容は前文と全5条で成立

前文

- ①日本は自衛権行使の為の
有効な手段を不保持
- ②日本の防衛にアメリカ軍を提供
- ③国際連合憲章に準拠
- ④条約は日本が希望



第1条

アメリカ軍の日本国内駐屯権利の付与

→日本の防衛

アジアの安全

国内内乱鎮圧

以上の事柄について米軍を使用

第2条

日本とアメリカ以外の第3国の軍隊

→駐留、配備、基地提供、

領空や領海の通過を禁止

→事実上日本は選択権を不保持

第3条

在日米軍の規律は

全て両政府内の行政協定で決定

→この日米行政協定は

日本にとって不平等条約

第4条

日米安全保障条約の期限

→明確な期限は不存在

唯一存在するのは

- ①国際連合による代替案
- ②日米同意の上での代替案

第2章 日米安全保障条約の成立 (1960年)

第1節 条約改定背景

ア、吉田政権→鳩山一郎政権

重光葵外相が安保改定を打診

→J・F・ダレス国務長官は拒否

何故か？

条約の相互性対等性という問題に抵触

イ、鳩山政権→岸信介政権

アメリカの改定打診承諾理由

1,岸の政治的リーダーシップへの
高い評価と期待感

→日本の指導者として

「最善の賭で唯一の賭」

ウ、日本国内の対米不満への危機感

第5福竜丸事件(1954)

内灘闘争(1952)

砂川闘争(1955)

ジラード事件(1957)

→日本国内における

反米ナショナリズムの形成と刺激



エ、アメリカが理想とする日本ビジョン

「強く頼りがいのある同盟国」

→非対米協調姿勢傾向

解決の為には安保改定が妥当と判断

日米貿易

沖縄・小笠原問題

日本の対中貿易

第2節 改定点と安保の行方

改定の焦点

a, 条約区域の問題

「日本国の施政の下にある領域

におけるいずれか一方に

対する武力攻撃」



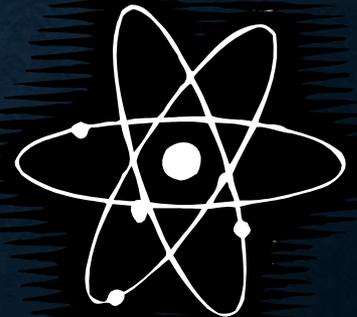
b, 事前協議制度の導入

1, 核搭載艦船の一時寄港

→「暗黙の了承」

2, 朝鮮半島有事の際の米軍出動

→ 非事前協議対象



条約改定時の岸政権の強引な政治手法

→「戦後民主主義の危機」

+

米大統領補佐官訪日時混乱

デモ最中の女子学生の死傷事件

→国内政界が混乱、岸内閣は退陣

第3章 条約の問題点

第1節 沖縄の基地

第1項 概要

- a、沖縄には国内の75%の基地が存在
 - 県の敷地面積の10%を専有
 - 「基地の街」

分類	専用施設	共同利用施設	一時利用可能施設
通信	慶佐次通信所	八重岳通信所	
	八重岳通信所		
	トリイ通信施設		
飛行場	普天間飛行場		航空自衛隊那覇基地
	嘉手納飛行場		
港湾	天願棧橋	ホワイト・ビーチ地区	
		那覇港湾施設	
駐屯地	キャンプ・コートニー		航空自衛隊与座岳分屯基地 航空自衛隊久米島分屯基地
	キャンプ・マクトリアス		
	キャンプ・シールズ		
	キャンプ瑞慶覧		
演習場	北部訓練場	キャンプ・シュワブ キャンプ・ハンセン 出砂島射爆撃場	陸上自衛隊浮原島訓練場
	伊江島補助飛行場		
	ギンバル訓練場		
	金武レッド・ビーチ訓練場		
	金武ブルー・ビーチ訓練場		
	鳥島射爆撃場		
	久米島射爆撃場		
	津堅島訓練場		
	黄尾嶼射爆撃場		
	赤尾嶼射爆撃場		
沖大東島射爆撃場			
補給	辺野古弾薬庫	嘉手納弾薬庫地区	
	牧港補給地区		
その他	キャンプ桑江		
	奥間レスト・センター		

b、沖縄駐留軍の役割

ア、前進基地としての役割

→太平洋の戦略的シーレーンに存在

イ、地域経済の関与

→毎年2000億円以上の経済効果

c、近年の動向

ア、2011年10月のタイへの人道支援

イ、2011年3月の東日本大震災の復興支援

→通称「トモダチ作戦」

第三海兵遠征軍・米海兵隊太平洋基地 指揮系統

米太平洋海兵隊

米海兵隊基地司令部



第三海兵遠征軍



米海兵隊太平洋基地



第3海兵師団



第1海兵航空団



第3海兵兵站群



第3海兵遠征旅団



第31海兵遠征部隊

在沖米海兵隊バトラー基地

- キャンプ・フォスター
- キャンプ・レスター
- キャンプ・キンザー
- キャンプ・ハンセン
- キャンプ・コートニー
- キャンプ・シュワブ
- キャンプ・ゴンザルベス(北部訓練場)



米海兵隊普天間航空基地



キャンプ富士
諸職種共同訓練センター



米海兵隊岩国航空基地



海兵隊ハワイ基地



キャンプ・ムジク(韓国)

第2項 普天間基地移設問題

ア、普天間基地は宜野湾市の

面積25%以上も専有

→1945年上陸後

ダウンフォール作戦を見据えた建設

イ、米軍「飛行場付近に住民が家を建てた」

VS

住民「元は私達の物であり帰ってきた」

ウ、頻発する航空機事故

→2002年で77件、県で

起きた35%もの件数が普天間基地で発生

エ、1995年沖縄米兵少女暴行事件

→不安の爆発

→沖縄米軍基地に対する返還運動勃発

「基地変換アクション・プログラム」作成

オ、急展開する基地移設

i 1995年「日米安全保障協議委員会」

ii // 「沖縄における施設及び

区域に関する特別行動委員会」

iii 1996年「普天間基地の移設条件付変換」

→これら会議の中でSACO中間報告が完成

SACO中間報告(移設先案)

ア、海上ヘリポート

イ、嘉手納飛行場統合案

ウ、キャンプ・ハンセン案

→自然環境保護・経費面・キャパシティ面で却下



最終的な提出案

ア、陸上基地から海上基地への転換

→移転先候補

a、キャンプ・シュワブ沖

b、辺野古沖

イ、工事方法

a、政府→杭打ち栈橋工法・メガフロート案

b、民間→重力着底型プラットフォーム型

移動海上基地型

→しかし、埋め立て方式だと環境破壊の恐れ、民間の方式だと地元建設業界からの強い反発があり頓挫

第3項 在日米軍による事件・事故

ア、在日米軍に起因する事件・事故件数

a、1952年～2007年までで、20万件

b、死亡した日本人が、1076名

イ、在日米軍の軍法会議にかけられた人数

→1名(懲戒処分者:318名)

→ある衆院議員は

「多数の事件・事故が起きているのに軍事裁判はたったの一件。米軍の犯罪は野放しにされている」

第2節 在日米軍と日米地位協定

ア、1960年1月19日に締結

正式名「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」

イ、主な内容

a、基地自体に関する事

b、軍属に属する者やその家族の権利

c、日本国内での事故・事件への対応

→但し、内容の多くは合意議事録細則事項で決定

「一般には公開されない地位協定の内容の原因」

第3節 非核三原則

ア、佐藤栄作首相

「核兵器をもたず、つくらず、もちこませず」

イ、核の密約問題

アメリカ「核の持ち込みの情報は非公開」

日本「非核三原則に反する行為」

→辻褃合わせの為の日米間事前協議制度

ウ、密約の発覚

a、1963年3月池田勇人首相

「核兵器搭載原子力潜水艦の

日本への寄港は認めない」

→ケネディー政権との了解事項の相違

b、自民政権

「核兵器の持ち込みはなく、

非核三原則を厳守した」

第4章 新たな議論

第1節 集団的自衛権

ア、2014年5月15日安保法制懇提出

「集団的自衛権の行使を認めるべきである」

a、憲法を非改正でも可能

→憲法の解釈の問題であると認識

イ、集団的自衛権の行使容認

- a、日本への直接攻撃の可能性
- b、日米同盟の信頼性
- c、国際秩序の問題
- d、国民の生命や権利の保護
- e、その他日本へ深刻な影響を与える場合

ウ、集団的自衛権の行使容認＝他国との戦争状態

→現行法では、軍法会議の設置は禁止

理由：第9条で交戦権が否認

→2012年提出自民党憲法改正案

外見上の軍法会議「国防軍に審判所を置く」

工、極東条項

a、1951年、日本の基地を利用し、

米軍が行動できるように保証した条項

b、集団的自衛権の行使容認に該当

→不平等条約、改正の試み

ダレス国務長官「現憲法下で日本が集団的自衛権を行使することは不可能であろう」

→提案の一蹴

第2節 自衛隊の海外派遣

ア、当初の政府見解

1954年6月2日参議院決議

「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」

→ 基本的に派遣は第9条により不可

イ、最初の自衛隊海外派遣

1991年ペルシャ湾沖派遣

→理由：世界情勢・日本の国連での立場変化・
冷戦の終結・国民意識の変化

ウ、PKO協力法の成立

1992年自衛隊カンボジア派遣

エ、国際緊急援助隊派遣法の成立

→日本の国際社会上の立場を明確化

オ、特別措置法

イラクへの自衛隊派遣

→治安上の問題や使用火器の

制限など盛り込まれた法

1991年	自衛隊ペルシャ湾派遣	海上自衛隊の派遣。任務はペルシャ湾における機雷掃海任務
1992年	自衛隊カンボジア派遣	国際連合カンボジア暫定統治機構として停戦監視要員と施設大隊を派遣
1993年	モザンビーク	国際連合モザンビーク活動の一環として司令部要員と輸送調節部隊を派遣
1994年	自衛隊ルワンダ難民救援派遣	先遣隊、難民救援隊、空輸派遣隊をザイール共和国などに派遣
1996年	自衛隊ゴラン高原派遣	国際連合兵力引き離し監視軍として司令部要員と輸送部隊を派遣
1998年	自衛隊ホンジュラス派遣	ハリケーンによる被害の為の救援として医療部隊と空輸部隊を派遣
1999年	東ティモール紛争	空輸部隊をインドネシア各国に派遣
	トルコ北西部地震	海上自衛隊艦船と人員をイスタンブルに派遣
2001年	自衛隊インド洋派遣	テロ特措法による第1次派遣として海上自衛隊艦船を派遣
	アフガニスタン紛争	空輸部隊を派遣
	自衛隊インド派遣	インド西部地震の復興支援の為物資支援部隊と空輸部隊の派遣
2002年	自衛隊東ティモール派遣	国際連合東ティモール支援団として司令部要員と施設部隊の派遣
2003年	イラク戦争	UNHCR救援物資の為の空輸部隊を派遣
	自衛隊イラン派遣	地震の緊急援助隊として空輸部隊を派遣
2004年	自衛隊イラク派遣	陸上自衛隊と航空自衛隊をイラク復興支援隊として派遣
	自衛隊タイ派遣	スマトラ島沖地震の救援の為派遣
2005年	自衛隊インドネシア派遣	スマトラ島沖地震の救援の為派遣
	自衛隊パキスタン派遣	パキスタン地震の人道支援の為派遣
2006年	自衛隊インドネシア派遣	ジャワ島中部地震と南西沖地震の人道支援の為派遣
2008年	自衛隊インド洋派遣	新テロ特措法の為インド洋に派遣
	国際連合スーダン派遣団	司令部での連絡調整役として陸上自衛隊から派遣
2009年	自衛隊ソマリア沖派遣	ソマリア沖海賊対策の為海上自衛隊の艦船を派遣
2010年	自衛隊ハイチPKO派遣	国際連合の安定化ミッションの為参加
	ハイチ国際緊急援助活動	ハイチ地震の人道支援の為参加
	自衛隊パキスタン派遣	洪水被害による人道支援の為参加
2011年	自衛隊南スーダン派遣	施設整備及び司令部要員を派遣
2013年	自衛隊フィリピン派遣	台風被害の人道支援の為に国際緊急援助隊を派遣

第3節 武器輸出三原則

ア、1967年佐藤首相

a、共産圏諸国向けの場合

b、国連決議により武器等の輸出が

禁止されている国向けの場合

c、国際紛争の当事国又は

そのおそれのある国向けの場合

→武器の輸出は認めないとする趣旨を答弁

イ、1976年三木武夫首相補足

a、対象地域には武器輸出を認めない

b、憲法及び外国為替及び

外国貿易管理法の精神にのっとり

武器輸出を慎むこと

c、武器製造関連設備の輸出については、

武器に準じて取り扱うこと

→アメリカ軍向けは例外対象

理由：日米安全保障条約

ウ、武器輸出3原則のデメリット

a、自衛隊向け装備品のコスト高

b、国際社会の技術開発レベルとの差

→2010年鳩山由紀夫政権と菅直人政権時

i 平和貢献・国際協力時

ii 第3国に流出させない防止策

iii 安全保障面での共同開発・生産

→上記の場合許可する法案を審議

第4節 ライセンス問題

ア、自衛隊の防衛装備

a、国内での自力開発・生産

→コスト高、技術問題

b、ライセンス生産

→アメリカ軍との共同使用を目的として
米軍需生産企業のものを採用・生産

イ、日本の装備

世界的に見ても優秀な装備

例：イージス艦、戦闘機などの航空機

ウ、現在次期主力戦闘機の切り替え開始中

→F35をライセンス生産・購入中

2012年～13年まで10機購入済

第5章 今後の展望

第1節 2014年の動き

ア、2014年11月解散総選挙

理由：集团的自衛権の行使容認を

国民に問う為

→ 民主党は閣議決定の撤回を要求

他政党も賛成・反対に別れる

イ、アメリカ国民世論調査

「アジアで最も重要なパートナー」

→中国抜かして46%が日本を支持

ウ、次期主力戦闘機F35の生産・購入

a、F35の購入予定数を42機から増加予定

b、ライセンス生産に三菱重工業が参加

c、搭載ミサイルの共同開発を

イギリスとする方針で協議

第2節 日米安保の将来

集団的自衛権の行使容認

ア、賛成派

- a、憲法解釈は妥当
- b、日米同盟の強化は必須
- c、積極的平和主義を要求
- d、個別的自衛権発動は国際法違反

イ、反対派

- a、憲法改正の厳格な手続きが必須
- b、解釈改憲は非立憲主義
- c、海外派兵の心配
- d、個別的自衛権で対応可

まとめ

集団的自衛権の行使容認に賛成

理由:ア)日本の安全は日米同盟に深く密着

イ)激動する国際社会に現状対応不可

→一国平和主義の余裕は崩壊